

使用料・手数料等の取扱いについて

使用料・手数料等の取扱いについて提案する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 6 日提出

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会
会 長 函館市長 井 上 博 司

協議項目第17号

使用料・手数料等の取扱い

1 使用料・手数料の取扱い

(1) 公共施設使用料については、現行のとおりとする。

(2) その他の使用料については、函館市の制度に統一する。

ただし、港湾使用料のうち、けい船料、港湾施設用地使用料については、現行のとおりとする。

また、行政財産使用料については、合併年度は現行のとおりとし、平成 1 7 年度から段階的に調整し統一する。

(3) 手数料については、函館市の制度に統一する。

2 減免制度等については、それぞれの地域特性や経緯を踏まえ、現行のとおりとする。

1 使用料・手数料

(1) 公共施設使用料

【調整の具体的な内容】

公共施設使用料については、それぞれの地域特性や経緯を踏まえ、現行のとおりとする。

主な公共施設使用料（施設名）

住民 福祉施設

- ・児童館（函館市，戸井町，恵山町） ・母と子の家（函館市，恵山町，南茅部町）
- ・生活館（函館市，恵山町，椴法華村，南茅部町） ・生活改善センター（恵山町，南茅部町）
- ・漁村センター（函館市，戸井町，南茅部町） ・住民集会所（戸井町，恵山町，椴法華村，南茅部町）
- ・函館市総合福祉センター ・函館市女性センター

社会教育・スポーツ施設

- ・公民館（函館市，戸井町，南茅部町） ・青少年会館（函館市，戸井町） ・函館市民会館
- ・函館市芸術ホール ・市立函館博物館 ・函館市北洋資料館 ・函館市北方民族資料館
- ・函館市青少年研修センター ・函館市亀田福祉センター ・戸井総合センター
- ・戸井町生涯学習センター ・戸井町ふるさと伝承館 ・椴法華村総合センター
- ・千代台公園スポーツ施設（函館市） ・根崎公園スポーツ施設（函館市） ・新川公園野球場（函館市）
- ・市民庭球場（函館市） ・日吉サッカー場（函館市） ・函館市民体育館
- ・函館市民プール ・戸井町運動広場 ・恵山総合体育館・併設町民プール
- ・南茅部町民運動公園 ・南茅部町民テニスコート
- ・南茅部町ふるさと文化公園（町民プール） ・南茅部町スポーツセンター

その他の施設

- ・函館市勤労者総合福祉センター ・函館市旧イギリス領事館 ・函館市写真歴史館
- ・函館市青函連絡船記念館摩周丸 ・函館市営熱帯植物園 ・函館市営谷地頭温泉 ・函館市東山墓園
- ・墓地（5市町村） ・白石公園はこだてオートキャンプ場（函館市） ・パークゴルフ場（函館市，恵山町）
- ・戸井町ウォーターパーク（オートキャンプ場，町民保養センター）
- ・恵山海浜公園（キャンプ場，「なとわ・えさん」交流センター） ・ホテル恵風（椴法華村）
- ・椴法華村灯台ファミリー博物館 ・南かやべ健康村（ホテルひろめ荘，町民保養センター）

(2) その他の使用料

【調整の具体的な内容】

その他の使用料については、函館市の制度に統一する。
ただし、港湾使用料のうち、けい船料、港湾施設用地使用料については、それぞれの地域特性や経緯を踏まえ、現行のとおりとする。
また、行政財産使用料については、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から段階的に調整し統一する。

主なその他の使用料

制度内容が異なるもので、函館市の制度に統一するもの

- ・火葬場使用料（5市町村）
- ・河川及び堤防使用料（5市町村）
- ・港湾占用料（函館市、椴法華村）
- ・日本スポーツ振興センター保護者負担金（5市町村）

函館市独自の制度で、函館市の制度を適用するもの

- ・道路占用料

函館市独自の制度で、現行の制度を継続するもの

- ・都市公園占用料
- ・都市公園内行為使用料
- ・けい船浮標等使用料
- ・入港料
- ・下水道使用料

制度内容が異なるもので、現行の制度を継続するもの

- ・けい船料
- ・港湾施設用地使用料

制度内容が異なるもので、段階的に調整し統一するもの

- ・行政財産使用料

その他の事務事業の取扱いで提案する使用料の取扱いについては、別途定めるものとする。

(3) 手数料

【調整の具体的な内容】

手数料については、函館市の制度に統一する。

主な手数料

5市町村同制度のもの

・保健所手数料 ・計量検査所手数料 ・建築手数料 ・消防手数料 ・埋立免許料

制度内容が異なるもので、函館市の制度に統一するもの

・戸籍等手数料（5市町村） ・税証明等手数料（5市町村） ・現況証明手数料（5市町村）
・開発行為許可手数料（5市町村） ・漁船登録証明手数料（5市町村）
・鳥獣飼養登録票交付等手数料（5市町村）

函館市独自の制度で、函館市の制度を適用するもの

・衛生試験所手数料

函館市独自の制度で、現行の制度を継続するもの

・墓園手数料 ・臨時運行許可手数料

その他の事務事業の取扱いで提案する手数料の取扱いについては、別途定めるものとする。

2 減免制度等

【調整の具体的な内容】

使用料・手数料の減免制度については、それぞれの地域特性や経緯を踏まえ、現行のとおりとする。

なお、函館市の障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例に規定する対象施設に町村の施設を加える。

函館市の障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例内容

障害者	無料
高齢者(65歳以上)	1/2の額

特例対象施設

- ・函館市勤労者総合福祉センター（アリーナ，軽体育室，和室研修室 基本使用料）
- ・函館市写真歴史館（入場料） ・千代台公園陸上競技場（附属施設を除く使用料）
- ・根崎公園アーチェリー場（使用料） ・千代台公園弓道場（使用料）
- ・空港緑地志海苔ふれあい広場パークゴルフ場（使用料） ・函館市重要文化財旧函館区公会堂（入館料）
- ・函館市北方民族資料館（入館料） ・函館市文学館（入館料） ・市立函館博物館（入館料）
- ・函館市北洋資料館（入館料） ・函館市民プール（基本料金，超過料金）
- ・函館市民体育館（競技場，体育室，トレーニング室，スポーツサウナ室 基本使用料）

町村の施設で，特例の対象とする施設

- ・恵山町シーサイドパークゴルフ場（使用料）
- ・楳法華村灯台ファミリー博物館（入館料）
- ・南茅部町ふるさと文化公園町民プール（使用料）

主な使用料・手数料等の調整内容一覧

公共施設使用料については、現行のとおりとする。

主な公共施設使用料

住民 福祉施設

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
児童館	集会場, 集会室, 遊戯室, 和室, 調理室等				
使用料	函館市児童館 児童集会室 1日 350円 集会室 1日 350円 和室 1日 250円	戸井町汐首児童館 集会室 1日 1,396円 相談室 1日 651円 遊戯室 1日 3,276円 調理室 1日 1,974円	恵山町立児童館 遊戯室 1日 2,590円 和室 1日 1,610円 研修室 1日 1,610円		
母と子の家	遊戯室, 研修室, 図書室, 調理室等				
使用料	函館市母と子の家 (2箇所, 古川, 桔梗) 遊戯室 1日 350円 研修室 1日 250円 図書室 1日 250円		恵山町立母と子の家 遊戯室 1日 2,590円 研修室 1日 1,610円		南茅部町母と子の家 (3箇所, 川汲, 大船, 尾札部) 遊戯室 1日 2,260円 研修室 1日 2,060円 静養室 1日 1,850円 図書室 1日 1,850円 調理室 1日 2,060円
生活館	集会室, 研修室, 託児室, 会議室, 調理室, 医務室等				
使用料	函館市根崎生活館 集会室 1日 350円 研修室 1日 250円 託児室 1日 250円		恵山町生活館 会議室 1日 2,590円 和室 1日 1,610円	椴法華村生活館 (2箇所, 元村, 銚子) 研修室 1日 1,030円 相談室 1日 770円 調理室 1日 520円 医務室 1日 520円	南茅部町双見生活館 集会室 1日 2,260円 研修室 1日 1,850円 調理室 1日 1,850円
生活改善センター	会議室, 和室, 集会場, 研修室等				
使用料			恵山町生活改善センター 集会室 3H 2,590円 研修室 3H 1,610円 調理実習 3H 1,940円 和室 3H 1,180円		南茅部町白尻生活改善センター 集会場 1日 4,120円 研修室 1日 1,640円 ~ 調理室 1日 3,290円 南茅部町見日, 磯谷生活改善センター 保育室 1日 2,260円 研修室 1日 1,850円 ~ 調理室 1日 1,850円
漁村センター	集会室, 漁業研修, 老人室, 調理実習等				
使用料	函館市漁村センター 集会室 1日 6,500円 漁業研修 1日 2,600円 老人室 1日 1,300円 調理実習 1日 3,100円	戸井町立漁村センター 大会議室 1日 4,830円 研修室 1日 1,701円 実習室 1日 1,816円 調理室 1日 3,255円 宿泊室A 1日 924円 宿泊室B 1日 714円 老人室 1日 3,622円			南茅部町漁村センター 研修室 1日 2,060円 老人室 1日 1,850円 調理実習 1日 2,060円 談話室 1日 1,850円
住民集会所	戸井町 9箇所, 恵山町 5箇所, 椴法華村 4箇所, 南茅部町 6箇所				
使用料		別紙(P11)	別紙(P11)	別紙(P11)	別紙(P11)
函館市総合福祉センター	会議室 5箇所, 多目的ホール				
使用料	会議室 1日 1,770円 ~ 多目的ホール 1日 37,470円				
函館市女性センター	会議室, 講習室 2室, 和室 3室, 調理実習室				
使用料	会議室 1日 1,920円 講習室 1日 1,920円 和室 1日 1,320円 ~ 調理実習室 1日 6,000円				

社会教育・スポーツ施設

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
公民館	講堂，集会室，和室，研修室，調理室等				
使用料	函館市公民館 講堂 1日2,850円 集会室1日 830円～ 亀田公民館 講堂 1日1,140円 集会室1日 840円～ 調理室1日1,140円	戸井町中央公民館 講堂 1日 3,811円 和室 1日 640円 研修室1日 619円～ ほか			南茅部福祉センター 講堂 1日12,360円 会議室 1日 4,530円 研修室 1日 4,530円 老人室 1日 4,530円 調理室 1日 6,180円
青少年会館	体育室，集会室，漁業研修，調理室等				
使用料	函館市亀田青少年会館 体育室 1日 2,400円 研修室 1日 1,200円	戸井町青少年会館 体育室 1日 5,544円 集会室 1日 483円 漁業研修1日3,864円 調理室 1日 745円			
函館市民会館	大ホール，小ホール，楽屋6室，大会議室，小会議室，和室，展示室，附属設備，備付物件				
使用料	大ホール 1日 平日 72,000円 小ホール 1日 平日 15,600円 楽屋 1日 1,200円～ 会議室等 1日 3,360円～				
函館市芸術ホール	ホール，楽屋3室，会議室，ギャラリー，リハーサル室，練習室，附属設備，備付物件，駐車場				
使用料	ホール 1日 平日64,000円 楽屋 1日 640円～ 会議室等 1日 2,100円～				
市立函館博物館	本館，五稜郭分館，郷土資料館				
入館料	一般(個人) 100円 学生・生徒・児童(個人) 50円 一般(団体) 80円 学生・生徒・児童(団体) 40円				
函館市北洋資料館					
入館料	一般(個人) 100円 学生・生徒・児童(個人) 50円 一般(団体) 80円 学生・生徒・児童(団体) 40円				
函館市北方民族資料館					
入館料	一般(個人) 300円 学生・生徒・児童(個人) 150円 一般(団体) 240円 学生・生徒・児童(団体) 120円				
函館市青少年研修センター	団体宿泊研修による使用料，体育館，研修室 3室，和室				
使用料	児童・中学 1人1泊 200円 高校・青少年 1人1泊 400円 一般 1人1泊 1,000円 体育館 1日 6,000円 研修室 1日 600円～ 和室 1日 900円				
函館市亀田福祉センター	講堂，会議室3室，特別室，和室2室，研修室3室，調理室，附属設備(ピアノ，マイク)				
使用料	講堂 1日 14,880円 会議室 1日 1,200円～ 特別室 1日 4,800円 和室 1日 1,440円 研修室 1日 1,200円 調理室 1日 1,440円				

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
戸井総合センター	会議室 2 室, 研修室, 研修会議室, 青年研修室, 調理実習室				
使用料		大会議室 1日20,947円 小会議室 1日12,568円 研修室 1日 8,379円 研修会議室1日16,758円 青年研修室1日 4,189円 調理実習室1日12,568円			
戸井生涯学習センター	講堂, 研修室 3 室, 茶室, 調理実習室, 工房				
使用料		講堂 1日 16,758円 研修室 1日 4,189円 茶室 1日 4,189円 調理実習室 1日12,568円 工房 1日 12,568円			
戸井町ふるさと伝承館	郷土芸能伝承室, 伝統学習体験室, 歴史民話伝承室, 郷土料理伝承室				
使用料		郷土芸能伝承室 1日 6,237円 伝統学習体験室 1日 3,255円 歴史民話伝承室 1日 1,354円 郷土料理伝承室 1日 3,475円			
椴法華村総合センター	大ホール, 研修室, 老人室, 会議室, 調理実習室, 視聴覚室, プレイルーム, 控室, 配せん室ほか				
使用料				大ホール 1H 2,060円 研修室 1H 1,030円 老人室 1H 1,240円 会議室 1H 820円 調理実習室 1H 1,030円 視聴覚室 1H 820円 プレイルーム1H 520円 控室 1H 820円 配せん室 1H 820円	
千代台公園スポーツ施設	陸上競技場, 野球場, 弓道場, 庭球場				
使用料	千代台公園陸上競技場 一般(個人) 200円 学生・高校生(個人) 100円 児童・小中生(個人) 50円 千代台公園野球場 一般 1日 20,000円 学生以下 1日10,000円 千代台公園弓道場 一般(個人) 1回 150円 学生以下(個人) 1回 110円 千代台公園庭球場 一般 1H 600~900円 学生以下 1H 300~450円				
根崎公園スポーツ施設	ラグビー場, 野球場, アーチェリー場				
使用料	根崎公園ラグビー場 一般 1日 4,500円 学生以下 1日 1,800円 根崎公園野球場 1日1,200円, 1時間120円 根崎公園アーチェリー場 一般(個人) 1回 150円 学生以下(個人) 1回 110円				
新川公園野球場					
使用料	1日1,200円, 1時間120円				
市民庭球場	青柳市民庭球場, 日吉市民庭球場				
使用料	一般 1面1時間150円 学生・生徒1面1時間 80円				
日吉サッカー場	芝コート, クレーコート, 会議室, シャワー室, 放送設備				
使用料	芝コート 一般 1H 2,000円 芝コート 児童・生徒 1H 1,000円				

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
函館市民体育館	競技場，体育室4室，会議室3室，トレーニング室，スポーツサウナ室，附属設備，備付物件，駐車場				
使用料	競技場(専用) 5,400円～ 体育室(専用) 360円～ 会議室 720円～ 競技場・体育室・トレーニング室(個人) 一般120円，高校90円，小中学60円 ｽｽﾞｰﾌﾞ 1H 600円				
函館市民プール	個人利用，団体利用，専用利用，回数券利用				
使用料	一般(個人) 2H 420円 高校(個人) 2H 240円 小中学(個人)2H 120円 幼児(個人) 2H 50円				
戸井町運動広場	グラウンド，テニスコート，ゲートボールコート				
使用料		無料			
恵山総合体育館・併設町民プール	恵山総合体育館，町民プール				
使用料			無料		
南茅部町民運動公園	野球場，多目的広場				
使用料					無料
南茅部町民テニスコート					
使用料					無料
南茅部町ふるさと文化公園	町民プール(個人，回数券利用)				
使用料					小100円，中150円 高200円，一般300円
南茅部町スポーツセンター	アリーナ，研修室兼柔剣道場，サークル活動室，研修室兼トレーニング室，特産物展示室兼談話室ほか				
使用料					無料

その他の施設

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
函館市勤労者総合福祉センター	アリーナ, 軽体育室, 会議室3室, 視聴覚室, 音楽室, 工芸実習室, 和室研修室ほか				
使用料	アリーナ(専用)3,440円~ 軽体育室(専用) 400円~ 会議室 720円~ 視聴覚室等 1,280円~ アリーナ・軽体育室・和室研修室(個人) 一般100円, 高校80円, 小中学50円				
函館市旧イギリス領事館	展示室, 研修室2室				
入館料	一般 300円 児童・生徒 150円 研修室 2H 1,800円~				
函館市写真歴史館	個人利用, 団体利用				
入館料	一般(個人) 200円 学生・生徒・児童(個人) 100円 一般(団体) 160円 学生・生徒・児童(団体) 80円				
函館市青函連絡船記念館摩周丸	個人利用, 団体利用				
入館料	一般(個人) 500円 生徒・児童(個人) 250円 一般(団体) 400円 学生・生徒・児童(団体) 200円				
函館市営熱帯植物園	個人利用, 団体利用				
入園料	一般(個人) 305円 小・中学生(個人)100円 一般(団体) 275円 小・中学生(団体) 90円				
函館市営谷地頭温泉	個人利用, 団体利用				
入浴料	12歳以上の者 370円 6~12歳未満 140円 6歳未満 70円				
函館東山墓園	永代料(4㎡, 5㎡, 6㎡, 8㎡, 12㎡)				
使用料	4㎡ 167,600円 5㎡ 329,200円 6㎡ 377,200円 8㎡ 586,800円 12㎡ 1,006,000円				
墓地	函館市9箇所, 戸井町7箇所, 恵山町5箇所, 椴法華村1箇所, 南茅部町13箇所 永代料				
使用料	1等地 1㎡ 2,000円~ 2等地 1㎡ 1,000円~ 3等地 1㎡ 500円~	甲墓地 0.825㎡ 50円 甲墓地 1.65㎡ 100円 甲墓地 3.3㎡ 200円 乙墓地 0.825㎡1,250円 乙墓地 1.65㎡2,500円 乙墓地 3.3㎡5,000円	無料	5,000円	木直第2共同墓地 10,000円 川汲霊園 50,000円 白尻霊園 50,000円 大船霊園 50,000円 その他共同墓地5,000円
白石公園はこだてオートキャンプ場	キャンピングカーサイト, スタンダードカーサイト, フリーテントサイト, キャビンサイト ほか				
利用料	キャンピングカーサイト 6,000円 スタンダードカーサイト 5,000円 フリーテントサイト 2,500円 キャビンサイト 10,000円~				

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
パークゴルフ場					
使用料	空港緑地志海苔ふれあい広場パークゴルフ場 一般 1日 300円 生徒・児童 1日 150円 白石公園パークゴルフ場 一般 1日 400円 生徒・児童 1日 200円		恵山町シーサイドパークゴルフ場 一般 1日 300円 中学生以下70以上 無料 シーズン 7,000円		
戸井町ウォーターパーク	オートキャンプ場（コテージ・スタンダードサイト・フリーサイト），町民保養センター（入浴料・大広間・和室2室）				
使用料		オートキャンプ場 コテージ 大人 4,620円 コテージ 小人 3,360円 スタンダードサイト 5,250円 フリーサイト 2,650円 町民保養センター（入浴料） 12歳以上 360円 6～12歳未満 150円 6歳未満 80円 大広間(3H) 5,250円 和室(3H) 2,100円～			
恵山海浜公園	キャンプ場，「なとわ・えさん」交流センター（レストラン，物産館，イベントスペース，屋上ほか），多目的広場				
使用料			キャンプ場 300円～500円 「なとわ・えさん」交流センター イベントスペース 3,000円 屋上 5,000円 多目的広場 3,000円		
ホテル恵風	宿泊料，大宴会場，研修室，入浴料				
使用料				宿泊料(1泊2日) 6,500～13,000円 大宴会場 1日 30,000円 研修室 1日 6,000円 入浴料 中学生以上 400円 小学生以下 200円	
椴法華村灯台ファミリー博物館					
入館料				一般 100円 小・中・高校生 50円	
南かやべ健康村	ホテルひろめ荘宿泊料，町民保養センター（入場料・大広間・和室2室）				
使用料					宿泊料(1泊2日) 10,000～12,500円 町民保養センター（入場料） 12歳以上 300円 6～12歳未満 150円 6歳未満 70円 大広間(3H)5,000円 和室(3H) 2,000円～

主なその他の使用料

制度内容が異なるもので、函館市の制度に統一するもの

区分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
火葬場使用料					
使用料	12歳以上の死体14,000円 12歳未満の死体 8,500円 死産児 4,000円 上肢, 下胎等身体の一部 2,500円 胞衣産わい物 1,000円	11歳以上の死体10,000円 11歳未満の死体 5,000円 死胎児及び肢体の一部 5,000円	12歳以上の死体10,000円 12歳未満の死体 5,000円 死産児 3,000円	15歳以上の死体15,000円 15歳未満の死体 7,500円 死胎児及び肢体の一部 5,000円	15歳以上の死体10,000円 15歳未満の死体 5,000円 死胎児及び肢体の一部 3,000円
河川及び堤防使用料	流水占用料, 土地占用料, 土石採取料, 河川産出物採取料				
使用料	別紙(P12)	別紙(P12)	別紙(P12)	別紙(P12)	別紙(P12)
港湾占用料	公共空地占用料, 水域占用料				
使用料	別紙(P13)			別紙(P13)	
日本スポーツ振興センター保護者負担金	学校管理下における災害共済給付(医療費, 傷害見舞金, 死亡見舞金)のための掛金の保護者負担金				
使用料	小・中学校 一般 420円 小・中学校 要保護 無料 高等学校 990円 幼稚園 170円 保育園 一般 260円 保育園 要保護 30円	小・中学校 一般 無料 小・中学校 要保護 無料 幼稚園 無料	小・中学校 一般 無料 小・中学校 要保護 無料 高等学校 無料 保育園 無料 保育園 要保護 無料	小・中学校 一般 無料 小・中学校 要保護 無料 保育園 無料 保育園 要保護 無料	小・中学校 一般 400円 小・中学校 要保護 無料 保育園 190円 保育園 要保護 無料

函館市独自の制度で、函館市の制度を適用するもの

区分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
道路占用料	市町村道内における電柱, 電線, 変圧塔, 水管, 下水管, ガス管, 露店等の占用料				
占用料	別紙(P14)				

函館市独自の制度で、現行の制度を継続するもの

区分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
都市公園占用料	都市公園内における電柱, 電線, 変圧塔, 水管, 下水管, ガス管, 露店等の占用料				
占用料	別紙(P15)				
都市公園内行為使用料	都市公園内における業としての写真・映画の撮影, 興業, 博覧会等の使用料				
使用料	別紙(P15)				
けい船浮標等使用料	岸壁・けい船くい使用料, けい船浮標等使用料, 上屋使用料, 船舶給水施設使用料				
使用料	別紙(P16)				
入港料	港に入港する総トン数700トン以上の船舶に係る使用料				
使用料	入港1回につき総トン数1トンごと 外航船舶 2円16銭 外航船舶以外 1円13銭				
下水道使用料					
使用料	処理区域 一般汚水 10m3まで 1,370円 未処理区域 一般汚水 10m3まで 130円 処理区域 超過料金 10~20m3 137円~ 未処理区域 超過料金 10~20m3 13円~				

制度内容が異なるもので、現行の制度を継続するもの

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
けい船料					
使用料	別紙(P17)			別紙(P17)	
港湾施設用地使用料					
使用料	別紙(P17)			別紙(P17)	

制度内容が異なるもので、段階的に調整し統一するもの

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
行政財産使用料	土地・建物等の行政財産使用料				
使用料	別紙(P18)	別紙(P18)	別紙(P18)	別紙(P18)	別紙(P18)

主な手数料

5市町村同制度のもの

	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
保健所手数料	病院開設許可手数料, 旅館業許可申請手数料, 飲食店営業許可申請手数料, 犬の登録手数料ほか				
手数料	病院開設許可手数料 41,000円 その他	北海道手数料等の額 (函館市同額)	北海道手数料等の額 (函館市同額)	北海道手数料等の額 (函館市同額)	北海道手数料等の額 (函館市同額)
計量検査所手数料	特定計量器の検査手数料				
手数料	電気式 光電式非自動ほか 1手数料 1,400円 ~ その他	北海道手数料の額 (函館市同額)	北海道手数料の額 (函館市同額)	北海道手数料の額 (函館市同額)	北海道手数料の額 (函館市同額)
建築手数料	建築物確認申請手数料, 建築設備確認申請手数料, 工作物確認申請手数料ほか				
手数料	建築物確認申請手数料 5,000円 ~ その他	北海道手数料の額 (函館市同額)	北海道手数料の額 (函館市同額)	北海道手数料の額 (函館市同額)	北海道手数料の額 (函館市同額)
消防手数料	屋内給油取扱所の設置許可手数料, 移動タンク貯蔵所設置許可手数料ほか				
手数料	屋内給油取扱所の設置許可手数料 66,000円 ~ その他	渡島東部消防事務組合 手数料の額 (函館市同額)	渡島東部消防事務組合 手数料の額 (函館市同額)	渡島東部消防事務組合 手数料の額 (函館市同額)	渡島東部消防事務組合 手数料の額 (函館市同額)
埋立免許料	公有水面埋立法に基づく港湾区域内の埋立免許料				
免許料	埋立地の価格の100分の3 の額			埋立地の価格の100分の3 の額	

制度内容が異なるもので、函館市の制度に統一するもの

	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
戸籍等手数料	戸籍の謄本または抄本の交付手数料, 戸籍記載事項証明書の交付手数料ほか				
手数料	別紙(P19)	別紙(P19)	別紙(P19)	別紙(P19)	別紙(P19)
税務証明等手数料	税その他公課金に関する証明書の交付手数料, 営業証明書の交付手数料				
手数料	別紙(P19)	別紙(P19)	別紙(P19)	別紙(P19)	別紙(P19)
現況証明手数料	農地法に基づく土地の現況の証明手数料				
手数料	1筆 1,000円	1筆 300円	無料	現場調査なし 300円 現場調査有り 1,600円	1筆 800円
開発行為許可手数料	開発行為許可申請手数料 (自己の居住, 自己の業務, その他)				
手数料	別紙(P20)	別紙(P20)	別紙(P20)	別紙(P20)	別紙(P20)
漁船登録証明手数料	漁船の登録証明手数料				
手数料	1件 300円 (その他の証明手数料として 徴収)	1件 300円 (その他の証明手数料として 徴収)	1件 300円 (その他の証明手数料として 徴収)	1件 700円	1件 300円 (その他の証明手数料として 徴収)
鳥獣飼養登録票交付 等手数料	鳥獣飼養登録票交付, 更新, 再交付手数料				
手数料	交付 1件 3,400円 更新 1件 3,400円 再交付 1件 3,400円	交付 1件 3,400円 更新 1件 3,400円 再交付 1件 3,400円	交付 1件 2,600円 更新 1件 2,600円 再交付 1件 2,600円	交付 1件 3,400円 更新 1件 3,400円 再交付 1件 3,400円	交付 1件 2,900円 更新 1件 2,900円 再交付 1件 2,900円

函館市独自の制度で、函館市の制度を適用するもの

	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
衛生試験所手数料	水質検査料, 土壌底質検査手数料, 大気汚染検査手数料, 食品等検査手数料ほか				
手数料	飲料水 (簡易) 検査手数料 1検体 4,700円 ほか				

函館市独自の制度で、現行の制度を継続するもの

	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
墓園手数料	函館東山墓園の管理料				
手数料	1㎡につき年 800円				
臨時運行許可手数料	道路運送車両法の手数料令による自動車等の臨時運行許可手数料				
手数料	1両につき 800円				

【4町村住民集会所】

〔戸井町〕

(単位:円)

施設名	室区分	午前	午後	夜間
戸井町立原木コミュニティセンター	老人研修室	600	780	1,010
	調理実習室	860	1,120	1,450
	1階研修室 ほか	170	220	290
戸井町立小安地区コミュニティセンター	研修室	240	310	400
	調理実習室	320	420	550
	2階研修室 ほか	780	1,010	1,310
戸井町立弁才町寿の家	和室	230	300	400
	作業室 ほか	220	280	360
戸井町立館町寿の家	集会室	680	880	1,140
	生活相談室	150	200	260
	教護娯楽室 ほか	110	140	180
戸井町立泊町福祉会館	相談室	170	220	290
	調理実習室 ほか	460	600	780
戸井町立漁民の家	研修室	330	430	560
	相談室	360	470	610
	講堂 ほか	850	1,110	1,440
戸井町立汐首町ふれあいセンター	相談室	240	310	400
	調理実習室 ほか	490	640	830
戸井町立釜谷町老人憩いの家	研修室	730	950	1,240
	娯楽室	250	330	430
	静養室 ほか	130	170	220
戸井町立小安町福祉会館	研修室A	870	1,130	1,470
	調理実習室 ほか	320	420	550

消費税等は、別途徴収する。

〔恵山町〕

(単位:円)

施設名	室/区分	昼間	夜間	昼夜共	
恵山町日浦会館	会議室	1,580	1,800	2,710	
	和室	1,010	1,130	1,690	
尻岸内会館	集会室	1,650	1,880	2,840	
	和室研修室	1,050	1,180	1,770	
	会議室	1,050	1,180	1,770	
恵山町山村交流研修センター	コミュニケーションホール	1,610	1,830	2,760	
	研修室	1,030	1,150	1,720	
	会議室	1,030	1,150	1,720	
御先地区漁民センター	多目的ホール	1,650	1,880	2,840	
	和室研修室	1,050	1,180	1,770	
	和室研修室	1,830	1,960	2,550	
恵山町民センター	室/区分	3時間以内		3時間以上 1時間増すごと	
		昼間	夜間	昼間	夜間
	集会室	2,030	3,050	670	1,010
	娯楽室	790	1,240	330	450
	研修室	670	1,010	220	330

〔假法華村〕

(単位:円)

施設名	室区分	午前9時～午後5時	午後5時～午後9時
富浦会館	集会室		410
島泊会館	和室		310
浜町1会館	調理室 静養室		210
八幡町コミュニティセンター			620
			460
			310

〔南茅部町〕

(単位:円)

施設名	室/区分	午前	午後	夜間
木直基幹集落センター	集会室	1,540	1,850	2,470
	第1研修室	1,130	1,540	1,640
	和室研修室 ほか	1,130	1,540	1,640
南茅部町古部会館	集会室	920	1,130	1,440
	研修室	720	920	1,330
	調理室	720	920	1,330
白井川会館	1日1室2,260円			
ポン木直会館				
黒鷲会館				
望路会館				

【河川及び堤防使用料】

1 流水占用料

区分	単位	期間	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
鉱工業用水	毎秒0.01	1年度または 1使用期間	34,200円				34,200円
汽かん冷却用水	立方メートル		6,400円				6,400円
農産物加工用水			3,200円	3,200円		3,200円	3,200円
魚族養殖用水			9,500円	9,500円		9,500円	9,500円
鉱泉水	1口	1年度	土地の価格の5/100	土地の価格の5/100		土地の価格の5/100	
その他の用水	毎秒0.01 立方メートル	1年度または 1使用期間	6,400円	6,400円		6,400円	6,400円

2 土地占用料

区分	単位	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
鉱泉地	1口につき1年	土地の価格の5/100	土地の価格の5/100		土地の価格の5/100	
工作物の伴う土地	1平方メートルにつき1年	土地の価格の5/100	土地の価格の5/100	仮設建造物敷地等 (1㎡) 10～20円	土地の価格の5/100	土地の価格の5/100
工作物の伴わない土地		土地の価格の3/100	土地の価格の3/100		土地の価格の3/100	土地の価格の3/100
農耕地		小作料の標準価格の50/100	小作料の標準価格の50/100		小作料の標準価格の50/100	
採草および放牧用地		小作料の標準価格の30/100	小作料の標準価格の30/100		小作料の標準価格の30/100	
鉄道および軌道用地		70円				
漁業および養殖用		15円	15円			15円
管の埋設	1メートルにつき1年	25円	25円		25円	25円
電柱	1本につき1年	620円	620円	250円	600円	620円
鉄塔	1基につき1年	1,250円	1,250円		1,250円	1,250円

3 土石採取料その他の河川産出物採取料

区分	単位	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
土砂	1立方メートル	130円	130円	75円	130円	130円
砂		160円	160円	100円	160円	160円
切込砂利		160円	160円	100円	160円	160円
砂利		160円	160円		160円	160円
玉石		210円	210円		210円	210円
転石		890円	890円		890円	890円
芝草	1平方メートル	50円	50円		50円	
木杭	1束	100円	100円		100円	
粗朶	1束	60円	60円		60円	
帯梢		100円	100円		100円	
凍氷		100キログラム	50円			
あし、かや、ささお	市長が定める単位	70円	70円	50円	70円	
その他		市長が定める額				竹木 埋もれ木 (1m ³) 100円

【港湾占用料】

区 分		単位	函館市	楸法華村
公共空地占用料 (海浜地等)	プレジャーボートの保管以外のものの占用	1㎡,年	24円	70円
	プレジャーボートの保管に係るものの占用		72円	
水域占用料	船舶,建物および附属工作物,棧橋の占用	1㎡,年	33円	25円
	水底管の設置による占用		16円	
	プレジャーボートのけい留に係るものの設置による占用		99円	
電 柱	荷さばき地 (舗装地)	1本,年	1,218円	600円
	その他用地 (舗装地)		684円	
	道路		1,000円	
管の埋設	荷さばき地 (舗装地)	1m,年	1,218円	25円
	その他用地 (舗装地)		684円	
	道路		48円	

【道路占用料】

占用物件		単位	占用料の額	
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔等				
第1種電柱	1本につき1年		1,000	
第2種電柱			1,600	
第3種電柱			2,200	
第1種電話柱			930	
第2種電話柱			1,500	
第3種電話柱			2,100	
その他の柱類			72	
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき		10
地下電線その他地下に設ける線類		1年		5
路上に設ける変圧器		1個につき1年		700
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年		480	
変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1個につき1年		1,400	
郵便差出箱および信書便差出箱			600	
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年		4,400	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年		1,400	
水管、下水管、ガス管等				
外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年		48	
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			72	
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			95	
外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			190	
外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			480	
外径が1メートル以上のもの			950	
鉄道、軌道、歩廊、雪よけその他これらに類する施設			1,400	
地下街、地下室、通路、浄化槽等				
地下街 および 地	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	近傍地価に0.003を乗じて得た額	
	階数が2のもの		近傍地価に0.005を乗じて得た額	
	階数が3以上のもの		近傍地価に0.006を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		2,900	
地下に設ける通路		1,500		
その他のもの		1,400		
露店、商品置場等				
祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		100	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月		450	
看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ				
看板(アーチを除く)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	440	
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400	
標識		1本につき1年	1,100	
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	44	
		1本につき1月	440	
幕		その面積1平方メートルにつき1日	44	
		その面積1平方メートルにつき1月	440	
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400	
		その他のもの	2,200	

【都市公園占用料】

占用区分		占用料	
		単位	金額
電柱	第1種電柱	1本につき1年	円 1,000
	第2種電柱		1,600
	第3種電柱		2,200
電話柱	第1種電話柱	1本につき1年	930
	第2種電話柱		1,500
	第3種電話柱		2,100
その他の柱類		1本につき1年	72
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	10
変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所		1個につき1年	1,400
水道管, 下水道管, ガス管その他これらに類するもの	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	48
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		72
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		95
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		190
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480
	外径が1メートル以上のもの		950
郵便差出箱および信書便差出箱		1個につき1年	600
警察署の派出所およびこれに附属する物件ならびに天体, 気象または土地の観測施設		占用面積 1平方メートルにつき1月	30
競技会, 展示会, 博覧会, 集会その他これらに類する催しのための仮設工作物		占用面積 1平方メートルにつき1日	35
露店		占用面積 1平方メートルにつき1日	100
標識		1本につき1年	1,100
橋ならびに道路, 鉄道および軌道で高架のものならびに索道ならびに鋼索鉄道		占用面積 1平方メートルにつき1年	1,400
工事用板囲い, 足場, 詰所その他の工事用施設および土石, 竹木, かわらその他の工事用材料		占用面積 1平方メートルにつき1月	440

【都市公園内行為使用料】

行為	使用料	
	単位	金額
業としての写真の撮影	写真機 1台	1月 1,700
	写真機 1台	1日 170
業としての映画の撮影		1日 8,500
興行	1平方メートル	1日 35
博覧会, 展示会その他これらに類する催しのための使用	1平方メートル	1日 35
競技会, 集会その他これらに類する催しのための使用	1日	900
	日の出から午前 8時まで	170
	午前 8時から午前 0時30分まで	340
	午後 0時30分から午後 5時まで	340
	午後 5時から日没まで	170
	日没から午後 9時まで	170

【けい船浮標等使用料】

区分	函館市	
	外航船舶以外の船舶	外航船舶
1 岸壁 けい船 けい使用料	1隻につき ア けい留時間が12時間まで (ア) 総トン数50トン未満の船舶 220円50銭 (イ) 総トン数50トン以上100トン未満の船舶 441円 (ウ) 総トン数100トン以上の船舶 8円82銭 総トン数 1トンまでごとに イ けい留時間が12時間を超え24時間まで (ア) 総トン数50トン未満の船舶 294円 (イ) 総トン数50トン以上100トン未満の船舶 588円 (ウ) 総トン数100トン以上の船舶 11円76銭 総トン数 1トンまでごとに ウ けい留時間が24時間を超えるとき 超える時間12時間までごとの分 (ア) 総トン数50トン未満の船舶 147円 (イ) 総トン数50トン以上100トン未満の船舶 294円 (ウ) 総トン数100トン以上の船舶 5円88銭 総トン数 1トンまでごとに (2) プレジャーボート 艇の長さ1フィートまでごとに 1隻につき ア けい留が 1月未満 1日につき 8円40銭 イ けい留が 1月以上 1年未満 1月につき 262円50銭 ウ けい留が 1年以上 1年につき 3,150円	210円 420円 8円40銭 280円 560円 11円20銭 140円 280円 5円60銭 8円 250円 3,000円
2 けい船浮標使用料	けい留時間が24時間までごとに 1基につき (1) 総トン数3,000トン未満の船舶 3,990円 (2) 総トン数3,000トン以上5,000トン未満の船舶 8,085円 (3) 総トン数5,000トン以上10,000トン未満の船舶 12,075円 (4) 総トン数10,000トン以上の船舶 14,070円	3,800円 7,700円 11,500円 13,400円
3 上屋使用料	(1) 指定保税上屋以外の上屋 ア 一般使用 (ア) 15日までの分 (1㎡, 1日) 10円50銭 (イ) 16日以後の分 (1㎡, 1日) 12円60銭 イ 専用使用 (1㎡, 1月) 367円50銭 (2) 指定保税上屋 ア 一般使用 (見本展示, 貨物加工の場合を除く。) (ア) 5日までの分 無料 (イ) 6日から15日までの分 (1㎡, 1日) 10円50銭 (ウ) 16日以後の分 (1㎡, 1日) 12円60銭 イ 専用使用 1平方メートルまでごとに 1月につき 367円50銭	
4 船舶給水施設使用料	(1) 基本料金 ア 岸壁給水 (ア) 5m3まで 1,890円 (イ) 5m3を超える分 1m3までごとに 378円 イ 運搬給水 (ア) 被覆内 a 30m3まで 21,420円 b 30m3を超える分 1m3までごとに 714円 (イ) 被覆外 a 30m3まで 26,775円 b 30m3を超える分 1m3までごとに 892円50銭 (2) 割増料金 ア 勤務時間外の給水および冬期間 (12月 1日から翌年 3月 31日まで。以下同じ。)における勤務時間内の給水 イ 冬期間における勤務時間外の給水	特定給水以外の給水 1,800円 360円 20,400円 680円 25,500円 850円 特定給水 給水の種別に応じ,それぞれの基本料金の額の15割に相当する額 給水の種別に応じ,それぞれの基本料金の額の20割に相当する額

【丸い船料】

(単位:円)

区 分	年 額			H15年度榎法華 港利用状況
	函館市	榎法華村	差 額	
5トン未満	31,752	6,200	25,552	18隻
5トン以上 10トン未満		10,700	21,052	27隻
10トン以上 15トン未満		15,500	16,252	11隻
15トン以上 20トン未満		19,600	12,152	5隻
20トン以上 30トン未満		36,000	4,248	
30トン以上 40トン未満	63,504	46,400	17,104	
40トン以上 50トン未満	105,840	58,500	5,004	
50トン以上 60トン未満		73,100	32,740	
60トン以上 80トン未満		94,900	10,940	
80トン以上		116,800円と80トンを 超える20トンごとに 21,800円で計算した 額との合計額		

【港湾施設用地使用料】

荷さばき地使用料] (単位:円)

区分	函館市	榎法華村
m ² ・年間	1,279	70

【行政財産使用料】

(年額)

区 分		函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町	
土地	住宅用	前年度の市の固定資産税の評価額を算定する方法によつて算出した価格 × 1.8/100	3.3㎡ 100 ~ 300円	1㎡ 150円	土地の時価 × 4/100	土地の時価 × 4/100 ・木柱, 支柱, 鉄柱等 (180円 ~ 1,730円) ・鉄塔 (1,340円 ~ 7,215円)	
	非住宅用	宅地	前年度の市の固定資産税の評価額を算定する方法によつて算出した価格 × 4.5/100	3.3㎡ 100 ~ 300円			1㎡ 120円
		雑種地		990㎡ 500 ~ 3,000円			1㎡ 8円
		畑地					1㎡ 30円
	山林						
住宅用・非住宅用併用		前年度の市の固定資産税の評価額を算定する方法によつて算出した価格 × 3.2/100	制度なし	制度なし			
建物	木造	前年度の市の固定資産税の評価額を算定する方法によつて算出した価格 × 10/100 + 土地の使用料または貸付料相当額	1㎡ 108 ~ 2,160円	1㎡ 600 ~ 1,800円	当該建築物の適正な価格 × 4/100 + 当該土地の時価 × 4/100	当該建築物の適正な価格 × 4/100 + 当該建物の複成価格 × 8/10/耐用年数 + 土地使用料または賃借料	
	非木造		1㎡ 768 ~ 2,772円				
自動販売機	屋内に設置	1台 9,600円	制度なし	制度なし	1箇所3,600円	制度なし	
	屋外に設置	1台 4,800円			制度なし		
上記以外		取得価格, 評価額等を基準とし, 耐用年数等を考慮して算出した額					

【戸籍等手数料】

区 分	単位	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
戸籍の謄本または抄本の交付	1通	450円	450円	450円	450円	450円
戸籍記載事項証明書の交付	1件	350円	350円	350円	350円	350円
除籍の謄本または抄本の交付	1通	750円	750円	750円	750円	750円
除籍記載事項証明書の交付	1件	450円	450円	450円	450円	450円
受理証明書の交付	1通	350円 (上質紙 1,400円)	350円 (上質紙 1,400円)	350円 (上質紙 1,400円)	350円 (上質紙 1,400円)	350円 (上質紙 1,400円)
戸籍届出書類の閲覧	1件	350円	350円	350円	350円	350円
身分証明書の交付	1通	300円	300円	300円	300円	300円
除籍簿の焼失または不在籍に関する証明書の交付	1通	300円				
住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1世帯	300円	300円	300円	300円	300円
住民票の写しの交付	1通	300円	300円	300円	300円	300円
住民票記載事項証明書の交付	1通	300円	300円	300円	300円	300円 (その他の証明手 数料として徴収)
戸籍附票の写しの交付	1通	300円	300円	300円	300円	300円 (その他の証明手 数料として徴収)
住民基本台帳カードの交付	1件	500円	500円	500円	500円	500円
住民基本台帳カードの再交付	1件	500円	500円	500円	500円	500円
戸籍の附票の写し記載事項証明書の交付	1通	300円	300円	300円	300円	300円 (その他の証明手 数料として徴収)
不在住証明書の交付	1通	300円	300円 (その他の証明手 数料として徴収)	300円 (その他の証明手 数料として徴収)	300円 (その他の証明手 数料として徴収)	300円 (その他の証明手 数料として徴収)
外国人登録原票の写しの交付	1通	300円	300円	300円	300円 (その他の証明手 数料として徴収)	300円 (その他の証明手 数料として徴収)
外国人登録原票記載事項証明書の交付	1通	300円	300円	300円	300円 (その他の証明手 数料として徴収)	300円 (その他の証明手 数料として徴収)
印鑑登録証明書の交付	1通	300円	300円	300円	300円	300円
亡失による印鑑登録証の再交付	1件	300円				
埋火葬証明書の交付	1通	300円	300円	300円	300円	300円

【税務証明等手数料】

区 分	単位	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
営業証明書の交付	1件	300円	300円	300円	500円	300円
税その他公課金に関する証明書の交付	1件	300円	300円	300円	300円 500円	300円

【開発行為許可手数料】

区分	単位	函館市	北海道 (4町村)
自己居住用			
開発区域の面積が			
(ア) 0.1 ha未満	1件	8,600円	11,700円
(イ) 0.1 ha以上0.3 ha未満	1件	22,000円	25,000円
(ウ) 0.3 ha以上0.6 ha未満	1件	43,000円	47,100円
(エ) 0.6 ha以上 1ha未満	1件	86,000円	91,300円
(オ) 1ha以上 3ha未満	1件	130,000円	136,300円
(カ) 3ha以上 6ha未満	1件	170,000円	183,000円
(キ) 6ha以上10 ha未満	1件	220,000円	228,200円
(ク) 10 ha以上	1件	300,000円	319,500円
自己業務用			
開発区域の面積が			
(ア) 0.1 ha未満	1件	13,000円	16,100円
(イ) 0.1 ha以上0.3 ha未満	1件	30,000円	34,100円
(ウ) 0.3 ha以上0.6 ha未満	1件	65,000円	69,700円
(エ) 0.6 ha以上 1ha未満	1件	120,000円	127,700円
(オ) 1ha以上 3ha未満	1件	200,000円	209,800円
(カ) 3ha以上 6ha未満	1件	270,000円	282,600円
(キ) 6ha以上10 ha未満	1件	340,000円	356,100円
(ク) 10 ha以上	1件	480,000円	502,700円
その他			
開発区域の面積が			
(ア) 0.1 ha未満のとき	1件	86,000円	91,300円
(イ) 0.1 ha以上0.3 ha未満のとき	1件	130,000円	136,700円
(ウ) 0.3 ha以上0.6 ha未満のとき	1件	190,000円	205,800円
(エ) 0.6 ha以上 1ha未満のとき	1件	260,000円	274,500円
(オ) 1ha以上 3ha未満のとき	1件	390,000円	410,200円
(カ) 3ha以上 6ha未満のとき	1件	510,000円	538,700円
(キ) 6ha以上10 ha未満のとき	1件	660,000円	694,300円
(ク) 10 ha以上のとき	1件	870,000円	923,400円
法第35条の2 その他の変更	1件	10,000円	10,300円
法第41条第2項	1件	46,000円	49,900円
法第42条第1項	1件	26,000円	30,100円
法第43条			
敷地の面積が			
ア 0.1 ha未満	1件	6,900円	9,500円
イ 0.1 ha以上0.3 ha未満	1件	18,000円	20,700円
ウ 0.3 ha以上0.6 ha未満	1件	39,000円	41,100円
エ 0.6 ha以上 1ha未満	1件	69,000円	72,600円
オ 1ha以上の場合	1件	97,000円	101,700円
法第43条 自己居住用等1.0 ha未満	1件	1,700円	1,800円
法第43条 自己業務用等1.0 ha以上	1件	2,700円	2,850円
法第43条 非自己用	1件	17,000円	18,200円
法第47条	1枚	470円	490円